

行政の焦点



印刷業者を対象とした調査のときのことです。事業場責任者と面談し、洗浄剤について尋ねたところ、「うちには、胆管がんを発症した事業場とは異なり、安全な洗浄剤を使用しているので大丈夫です」という回答がありました。そこで、SDS（安全データシート）を取り寄せてもらい、後日、改めて調査を実施したところ、洗浄剤の成分としてミネラルスピリットが5%以上含有していたことがわかりました。

ミネラルスピリットを有機溶剤中毒予防規則上、第三種有機溶剤等に該当

します。また、この洗浄剤を使用して行うオフセット印刷機のブランケットなどの洗浄は有機溶剤業務に該当します。

このやり取りの勘違いを通して、皆さんにご留意いただきたいことがありますので、ご紹介させていただきます。

第1は、SDS（以前は、「MSDS（化学物質等安全データシート）」といわれていたもの）を入手し、成分をはじめとする有害性や適切な取扱方法などに関する情報を

します。また、この洗浄剤を使用して行うオフセット印刷機のブランケット

化学物質は危険有害性がないということではありません。流通している化學物質の中には、人の健

確かめていただきたいと
いうことです。特に、SDSに表示されていた適用法令についてご確認いなければ、第三種有機溶剤等に該当する化学物質であることが容易に把握できたということです。

化学物質は危険有害性がないということではありません。流通している化學物質の中には、人の健

本文において「地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場、船倉の内部その他通風が不十分なタンク等の内部については、有機溶剤中毒予防規則第2条第1項第1号

船舶の内部、保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部、又は前条第2項第3号から第11号までに掲げる場所をいう。」と定義され、さらに、通風が不十分な屋内作業場についての情報を積極的に収集いただき、適切な管理をお願いいたします。

最後に、平成25年3月14日策定され、平成25年10月1日改正された「洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化學物質のばく露防止対策」に則り、化学物質によるばく露防止対策を推進していくだけますようお願いします。なお、この「洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化學物質のばく露防止対策」については、「屋内作業

康や環境に悪影響をもたらすものもあります。SDSをはじめとする化学物質に関する危険有害性についての情報を積極的に収集いただき、適切な管理をお願いいたします。

船舶の内部、保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部、又は前条第2項第3号から第11号までに掲げる場所をいう。」と定義され、さらに、通風が不十分な屋内作業場についての情報を積極的に収集いただき、適切な管理をお願いいたします。

船舶の内部、保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部、又は前条第2項第3号から第11号までに掲げる場所をいう。」と定義され、さらに、通風が不十分な屋内作業場についての情報を積極的に収集いただき、適切な管理をお願いいたします。

最後に、平成25年3月14日策定され、平成25年10月1日改正された「洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化學物質のばく露防止対策」に則り、化学物質によるばく露防止対策を推進していくだけますようお願いします。なお、この「洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化學物質のばく露防止対策」については、「屋内作業

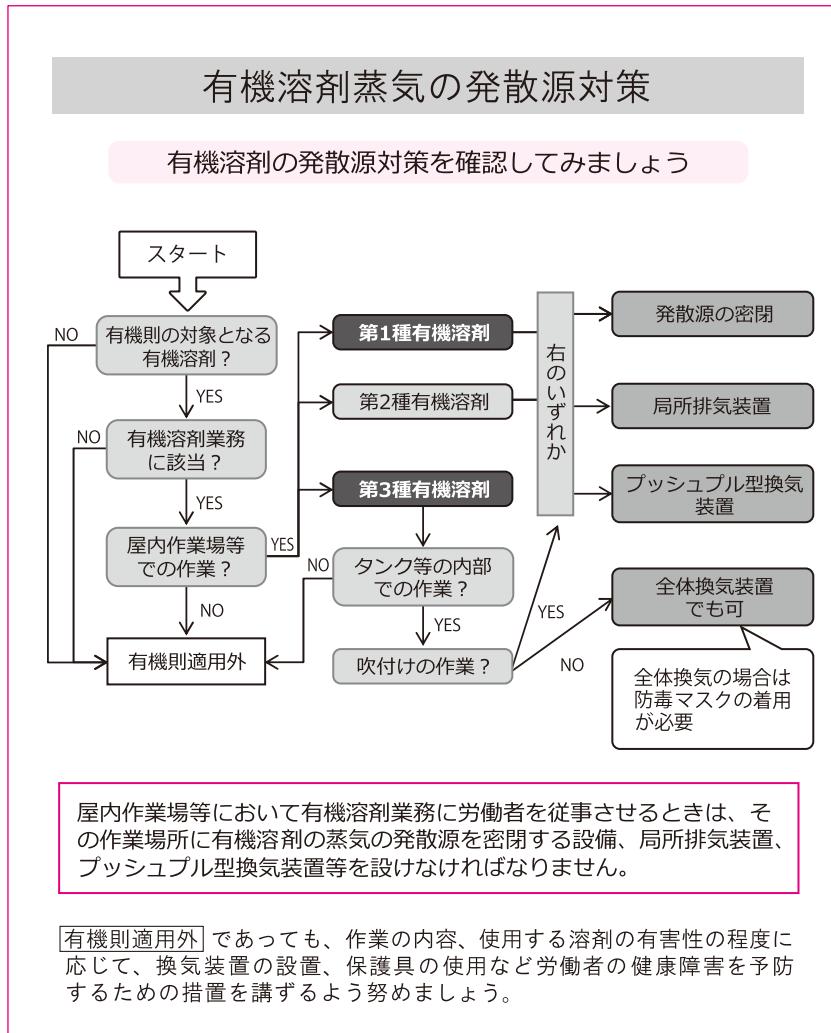
予防規則第6条に基づき、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、パッショナル型換気装置又は全体換気装置の設置が必要になります。

（昭和53年8月31日付け基発第479号・昭和53年12月25日付け基発第707号）と解釈されており、窓のない部屋であつたり、窓があつたとしても窓を閉めて作業をしなければならないような場合は、タンク等の内部に該当し、発散源対策が必要となります。（図）

また、発散源対策として、全体換気装置による場合は、作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させる必要があるので注意して下さい。

化学物質はSDS（安全データシート）で確認を

(図)



場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機の洗浄（脱脂を含む。）又は拭きの業務」のみならず、「屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う金属類の洗

淨（脱脂を含む。）又は拭きの業務」に従事する者にも適用されますので、よろしくお願ひいたします。

※「洗浄又は拭きの業務において事業者が講ずべき

き化学物質のばく露防止対策」の全文は、
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei53/dl/anzenisei153-12.pdf>で入手できます。

12月1日から10日まで「労災保険特別加入推進旬間」を実施

社長さん・一人親方さん（建設業）も労災加入ができます

◆労災保険の

特別加入制度

自社加入の労災保険は元請加入



社長さん・一人親方さん（建設業）は本来、労災保険に加入できませんが、労働保険事務組合・建設自営業者組合に労働保険の事務を委託して、そこで労災保険に特別加入すると、労働者と同じように労災保険の補償が受けられます。

労働保険事務組合で特別加入すれば建設自営業者組合



お申し込み・お問い合わせは

一般社団法人
名北労働基準協会
(中小事業主)
労働保険事務組合
(一人親方)
建設自営業者組合

☎ [052] 962-0421 まで